

170 高等試験令第七条及び第八条に関する省令発布

〔大正七年二月〕

〔注記1〕 大正七年二月二十三日 内閣書書官長<sup>(兒玉)</sup> 内閣書記官<sup>(下條)</sup>

内閣総理大臣 花押<sup>(寺内)</sup> 法制局長官印

外務大臣花押<sup>(本野)</sup> 大蔵大臣花押<sup>(勝田)</sup> 海軍大臣花押<sup>(加藤)</sup> 文部大臣花押<sup>(岡田)</sup> 通信大臣花押<sup>(田)</sup>

内務大臣花押<sup>(後藤)</sup> 陸軍大臣花押<sup>(大島)</sup> 司法大臣花押<sup>(松尾)</sup> 農商務大臣花押<sup>(仲小路)</sup>

〔注記4〕

別紙文部大臣請議高等試験令第七条及第八条ニ関スル省令発布ノ件ヲ審査スルニ右ハ支障無之ト思考ス依テ請議ノ通閣議決定セラレ可然ト認ム

指令案

高等試験令第七条及第八条ニ関スル省令発布ノ件請議ノ通

〔大正七年二月二十五日〕

高等試験令 大正七年一月 勅令第七号

第一条 奏任文官ノ任用資格試験、外交官及領事官ノ任用資格

試験並裁判所構成法第五十八条ノ試験ハ高等試験ト称シ本令

ニ依リ之ヲ行フ但シ特別ノ規程アルモノハ此ノ限ニ在ラス

第二条 高等試験ハ毎年一回東京ニ於テ之ヲ行フ其ノ期日及場

所ハ予メ官報ヲ以テ之ヲ公告ス

本試験各科ノ試験ハ各別ノ期日ニ之ヲ行フ

第三条 左ノ各号ノ一二該当スル者ハ高等試験ヲ受クルコトヲ得ス

一 禁錮以上ノ刑ニ処セラレタル者

二 破産若ハ家資分散ノ宣告ヲ受ケ復権セサル者又ハ身代限

ノ処分ヲ受ケ債務ノ弁償ヲ終ヘサル者

第四条 高等試験ヲ分チテ予備試験及本試験トス予備試験ニ合

格シタル者ニ非サレハ本試験ヲ受クルコトヲ得ス

第五条 予備試験ハ受験者本試験ヲ受クルニ相当ナル学職ヲ有

スル者ト認ムヘキヤ否ヲ考試スルヲ以テ目的トス

第六条 予備試験ハ論文及外国語ニ就キ之ヲ行フ

外国語試験ハ英語、仏語及独語ノ中ニ就キ受験者ヲシテ予メ

一種ヲ選択セシメ之ヲ行フ但シ受験者ノ願ニ依リ他ノ外国語

ヲ以テ之ニ代フルコトアルヘシ

第七条 予備試験ヲ受ケムトスル者ハ中学校ヲ卒業シタル者、

文部大臣ニ於テ普通教育ニ関シ之ト同等以上ノ学歴ヲ有スト

定メタル者及高等試験委員ニ於テ普通教育ニ関シ中学校ト同

等以上ト認ムル外国ノ学校ヲ卒業シタル者ヲ除クノ外文部大

臣ノ定ムル所ニ依リ国語、漢文、歴史、地理、数学、物理及

化学ノ七科目ニ就キ中学校卒業ノ程度ニ於テ行フ試験ニ合格

シタル者ナルコトヲ要ス

第八条 高等試験大学予科又ハ文部大臣ニ於テ之ト同等以上ト

認ムル学校ヲ卒業シタル者ハ予備試験ヲ免ス

予備試験ニ合格シタル者ハ爾後予備試験ヲ免ス

第九条 本試験ハ受験者学理上ノ原則及現行法令ニ通曉シ且之

ヲ実務ニ応用スルノ能力アルヤ否ヤヲ考試スルヲ以テ目的トス

第十条 本試験ヲ分チテ行政科、外交科及司法科ノ三科トス

受験者ハ二科以上ノ試験ヲ併セ受クルコトヲ得

第十一条 本試験ハ筆記口述トス筆記試験ニ合格シタル者ニ非

サレハ口述試験ヲ受クルコトヲ得ス

第十二条 民法、商法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法其ノ他

高等試験委員ニ於テ必要ト認ムル科目ノ筆記試験及口述試験

ハ受験者ニ法文ヲ示シテ之ヲ行フ

第十三条 行政科試験ハ左ノ科目ニ就キ之ヲ行フ

一 憲法

二 行政法

三 民法

四 刑法

五 国際公法

六 経済学

以上ノ科目ハ必須トス

一 商法

二 民事訴訟法

三 刑事訴訟法

四 財政学

以上ノ科目ハ受験者ヲシテ予メ其ノ一ヲ選択セシム

第十四条 外交科試験ハ左ノ科目ニ就キ之ヲ行フ

一 憲法

二 国際公法

三 国際私法

四 経済学

五 外交史

六 外国語

以上ノ科目ハ必須トス

外国語ハ英語、仏語及独語ノ中ニ就キ受験者ヲシテ予メ一種

ヲ選択セシム

受験者ノ願ニ依リ其ノ選択シタル外国語ノ外他ノ外国語ヲ併

セ試験スルコトアルヘシ

一 行政法

二 民法

三 商法

四 刑法

五 財政学

六 商業学

七 商業史

以上ノ科目ハ受験者ヲシテ予メ其ノ一ヲ選択セシム

第十五条 司法科試験ハ左ノ科目ニ就キ之ヲ行フ

一 憲法

二 民法

三 商法

四 刑法

五 民事訴訟法

六 刑事訴訟法

七 国際私法

以上ノ科目ハ必須トス

一 行政法

二 国際公法

三 経済学

以上ノ科目ハ受験者ヲシテ予メ其ノ一ヲ選択セシム

第十六条 一ノ科ノ筆記試験ニ合格シタル者ハ翌年ニ限り其ノ科ノ筆記試験ヲ免ス

第十七条 一ノ科ノ本試験ニ合格シタル者ニシテ他ノ科ノ本試験ヲ受ケムトスル者ニ付テハ必須科目ノ試験ニ在リテハ受験セザリシ科目ニ就キテノミ之ヲ行ヒ選択科目ノ試験ニ在リテ

ハ其ノ科目中ニ受験シタル科目ナキトキニ於テノミ之ヲ行フ

第十八条 試験ノ合格者ヲ定ムル方法ハ高等試験委員ノ議定スル所ニ依ル

第十九条 高等試験ノ合格者ニハ合格証書ヲ付与ス

第二十条 不正ノ方法ニ依リ試験ヲ受ケムトシタル者又ハ試験ニ関スル規程ニ違反シタル者ハ其ノ試験ヲ受クルコトヲ得ス

試験合格決定後發覺シタルトキハ其ノ合格ヲ無効トス

第二十一条 高等試験ヲ受ケムトスル者ハ手数料トシテ本試験ノ一科ニ付十円ヲ納ムヘシ

第二十二条 高等試験ニ関スル細則ハ閣令ヲ以テ之ヲ定ム

附則

本令ハ大正七年三月一日ヨリ之ヲ施行ス

文官試験規則並外交官及領事官試験規則ハ之ヲ廃止ス

大正三年法律第三十九号中第五十七条乃至第五十九条、第六十二条及第六十五条ノ改正規定、大正三年法律第四十号並本令中司法科試験ニ関スル規定ハ大正十二年三月一日ヨリ之ヲ施行ス

● 専門学校令

明治三十六年三月二十七日

勅令第六十一号文、大、臣副署

朕枢密顧問ノ諮詢ヲ經テ専門学校令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

専門学校令

第一条 高等ノ學術技芸ヲ教授スル学校ハ専門学校トス

専門学校ハ特別ノ規定アル場合ヲ除クノ外本令ノ規定ニ依ルヘシ

第二条 北海道府県又ハ市ハ土地ノ情況ニ依リ必要アル場合ニ限り専門学校ヲ設置スルコトヲ得但シ沖繩県ハ此ノ限ニ在ラ

ス

第三条 私人ハ専門学校ヲ設置スルコトヲ得

第四条 公立又ハ私立ノ専門学校ノ設置廢止ハ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第五条 専門学校ノ入学資格ハ中学校若ハ修業年限四箇年以上

ノ高等女学校ヲ卒業シタル者又ハ之ト同等ノ学力ヲ有スルモノト檢定セラレタル者以上ノ程度ニ於テ之ヲ定ムヘシ但シ美術、音楽ニ関スル學術技芸ヲ教授スル専門学校ニ就テハ文部

大臣ハ別ニ其ノ入学資格ヲ定ムルコトヲ得

前項検定ニ関スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第六条 専門学校ノ修業年限ハ三箇年以上トス

第七条 専門学校ニ於テハ予科、研究科及別科ヲ置クコトヲ得

第八条 官立専門学校ノ修業年限、学科、科目及其ノ程度並

予科、研究科及別科ニ関スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

公立又ハ私立ノ専門学校ノ修業年限、学科、科目及其ノ程

度並予科、研究科及別科ニ関スル規程ハ公立学校ニ在リテハ

管理者、私立学校ニ在リテハ設立者文部大臣ノ認可ヲ経テ之

ヲ定ム

第九条 公立又ハ私立ノ専門学校ノ教員ノ資格ニ関スル規程ハ

文部大臣之ヲ定ム

第十条 公立専門学校ノ職員ノ旅費及給与ニ関スル規程ハ文部

大臣ノ認可ヲ経テ地方長官之ヲ定ム

第十一条 公立ノ専門学校ニ於テハ授業料ヲ徴収スヘシ但シ特

別ノ場合ニハ之ヲ減免シ又ハ徴収セサルコトヲ得

第十二条 第一条ニ該当セサル学校ハ専門学校ト称スルコトヲ

得ス

#### 附則

第十三条 本令ハ明治三十六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第十四条 明治二十年勅令第四十八号ハ之ヲ廃止ス

第十五条 既設ノ公立又ハ私立ノ学校ニシテ本令ニ依ルヘキモ

ノハ本令施行ノ日ヨリ一箇年以内ニ第四条ニ準シ認可ヲ申請

スヘシ

前項ノ手續ヲ為ササルモノハ前項ノ期間ノ満了ト共ニ廢校シ  
タルモノト看做ス

第一項ノ手續ヲ為スモ不認可ノ命令ヲ受ケタルモノハ其ノ命  
令ヲ受ケタル日ニ於テ廢校シタルモノト看做ス

第十六条 千葉医学専門学校、仙台医学専門学校、岡山医学專

門学校、金沢医学専門学校、長崎医学専門学校、東京外国語

学校、東京美術学校及東京音楽学校ハ本令施行ノヨリ専門学

校トス

#### ●専門学校入学者検定規程

明治三十六年三月三十一日

文部省令第十四号

改正 四一年第一〇号

明治三十六年勅令第六十一号専門学校令第五号第二項ニ依リ專  
門学校入学者検定規程ヲ定ムルコト左ノ如シ

#### 専門学校入学者検定規程

第一条 専門学校ノ本科ニ入学セントスル者ニシテ中学校若ハ

修業年限四箇年以上ノ高等女学校ヲ卒業セサル者ハ此規程ニ

依リ検定ヲ受クヘキモノトス

第二条 検定ヲ受ケントスル者ハ左ノ資格ヲ具備スルコトヲ要

ス

一 年齢男女ハ滿十七年以上女子ハ滿十六年以上ナルコト

二 身体健全ナルコト

三 品行方正ナルコト

四 現ニ中学校若クハ高等女学校ニ在学セサルコト

第三条 検定ヲ分テ試験検定、無試験検定ノ二トシ試験検定ハ  
官立、公立ノ中学校若ハ修業年限四箇年以上ノ高等女学校ニ  
於テ便宜之ヲ行ヒ無試験検定ハ当該専門学校ニ於テ生徒入学  
ノ際之ヲ行フ

第四条 試験検定ノ学科目及其ノ程度ハ中学校若ハ修業年限四  
箇年ノ高等女学校ノ各学科目及其ノ卒業ノ程度トス但シ中学  
校若ハ高等女学校ニ於テ加除シ又ハ課セサルコトヲ得ル学科  
目ハ之ヲ省ク

第五条 官立、公立ノ中学校若ハ高等女学校ニ於テハ試験検定  
ニ合格シタル者ニハ試験検定合格証書ヲ交付スヘシ

第六条 官立、公立ノ中学校若ハ高等女学校ニ於テハ試験検定  
ノ問題、答案及成績表ハ五箇年以上保存スヘシ

第七条 官立、公立ノ中学校若ハ高等女学校ハ試験検定手数料  
ヲ徴収スルコトヲ得

第八条 左ニ掲クル者ハ無試験検定ヲ受クルコトヲ得  
一 文部大臣ニ於テ専門学校ノ入学ニ関シ中学校若ハ修業年  
限四箇年ノ高等女学校ノ卒業者ト同等以上ノ学力ヲ有ス  
ルモノト指定シタル者

附則

本令ハ明治三十六年四月一日ヨリ施行ス

●文官試験規則 (明治二十六年十月  
勅令第九十七号)

第一章 総則

第一条 文官試験ハ別ニ規程ヲ設クルモノ、外本令ニ依リ之ヲ  
行フ

第二条 文官試験ヲ分チテ文官高等試験及文官普通試験ノ二種  
トス

第三条 文官試験ヲ行フヘキ期日及場所ハ予メ官報ヲ以テ之ヲ  
公告シ東京以外ノ地ニ於テ行フ試験ニ在リテハ仍其ノ地方ノ  
新聞紙一種以上ニ公告スヘシ

第四条 左ノ各号ノ一二該当スル者ハ文官試験ヲ受クルコトヲ  
得ス

一 禁錮以上ノ刑ニ処セラレタル者

二 破産若ハ家資分散ノ宣告ヲ受ケ復権セサル者又ハ身代限  
ノ処分ヲ受ケ債務ノ弁償ヲ終ヘサル者

第五条 文官試験ヲ受ケテ合格シタル者ニハ合格証書ヲ付与ス

第六条 不正ノ方法ニ因リ試験ヲ受ケント企テタル者及試験ニ  
関スル規程ニ違背シタル者ハ其ノ期ノ試験ヲ受クルコトヲ得  
ス試験合格証書ヲ受領シタル後是等ノ事実発覚シタルトキハ  
其ノ合格証書ヲ無効トス

第七条 文官試験ヲ出願スル者ニハ手数料トシテ高等試験ニ在  
リテハ金十円、普通試験ニ在リテハ金二円ヲ納メシム

第二章 文官高等試験

第八条 文官高等試験ハ毎年一回東京ニ於テ文官高等試験委員  
之ヲ行フ

第八条ノ二 左ノ各号ノ一二該当スル者ニ非サレハ文官高等試  
験ヲ受クルコトヲ得ス

一 中学校ヲ卒業シタル者

二 専門学校令ニ基キ一般ノ専門学校入学ニ関シ試験檢定合格證書ヲ有シ又ハ無試験檢定ヲ受クル資格ヲ有スル者

三 中学校卒業以上ノ学力ヲ以テ入学程度トスル官立公立学校ニ入学シタル者又ハ其ノ予備科ヲ卒業シタル者

四 文官高等試験委員ニ於テ普通教育ニ関シ中学校ト同等以上ト認ムル外国ノ学校ヲ卒業シタル者

第九条 文官高等試験ヲ分チテ予備試験及本試験トス予備試験ニ合格シタル者ニアラサレハ本試験ヲ受クルコトヲ得ス

第十条 予備試験ハ受験人本試験ヲ受クルニ相当ナル学職ヲ有スル者ト認ムヘキヤ否ヲ考試スルヲ以テ目的トス

第十一条 予備試験ハ論文及外国語ニ付之ヲ行フ  
論文試験ハ法律經濟ニ関スル文題ヲ課シ之ヲ行ヒ外国語試験ハ英語、仏語及独語ノ中ニ就キ予メ一種ヲ選択セシメ之ヲ行フ

第十二条 帝国大学法科大学、旧東京大学法学部、文学部及旧司法省法学校正則部ノ卒業證書ヲ有スル者及学習院大学科四

学年ノ課程ヲ卒業シタル者ハ予備試験ヲ免ス

第十三条 本試験ハ受験人学理上ノ原則及現行法令ニ通曉シ並ニ其ノ修得シタル學術ヲ実務ニ応用スルノ能力アリヤ否ヲ考試スルヲ以テ目的トス

第十四条 本試験ハ左ノ科目ヲ用井テ之ヲ行フ

一 憲法

二 刑法

三 民法

四 行政法

五 經濟学

六 國際法

以上ノ科目ハ試験ノ際選択取捨スルコトヲ得ス

一 財政学

二 商法

三 刑事訴訟法

四 民事訴訟法

以上ノ科目ハ受験者ヲシテ其ノ中ニ就キ予メ一科目ヲ選択セシメ之ヲ試験ス

第十五条 本試験ハ分チテ筆記試験及口述試験トス筆記試験ニ合格シタル者ニアラサレハ口述試験ヲ受クルコトヲ得ス

第十六条 予備試験及本試験ノ合格者ヲ定ムル方法ハ試験委員ノ議定スル所ニ依ル

第十七条 文官高等試験ニ関スル細則ハ閣令ヲ以テ之ヲ定ム  
第三章 文官普通試験

第十八条 文官普通試験ハ各官庁ノ須要ニ応シ其ノ庁ノ文官普通試験委員之ヲ行フ

第十九条 文官普通試験ノ科目ハ「尋常」中学校ノ科程ヲ標準トシ各官庁所掌ノ事務ヲ斟酌シテ文官普通試験委員之ヲ定メ文官高等試験委員ノ承認ヲ經ヘシ

第二十条 文官普通試験ニ関スル細則ハ文官普通試験委員之ヲ定メ文官高等試験委員ニ報告スヘシ

附則

第二十一条 本令ハ明治二十七年一月一日ヨリ施行ス

文部省発專二五号

(注記6)

高等試験令第七条及第八条ニ関シ省令制定可致ニ付テハ左記ノ事項規定致度右ハ該勅令施行上重要ノ關係有ルモノト認メ候ニ付閣議ヲ請フ

大正七年二月二十日

文部大臣 岡田良平 印

内閣総理大臣伯爵 寺内正毅殿

記

第一 (注記7) 左ノ各号ノ一二該当スル者ハ高等試験令第七条ニ依リ普通教育ニ関シ中学校卒業者ト同等以上ノ學歷ヲ有スル者トスルコト

一 専門学校入学者檢定規程第三条ニ依リ一般ノ専門学校入学者ニ関スル試験檢定ニ合格シタル者

二 専門学校入学者檢定規程第八号ニ依リ一般ノ専門学校入学者ニ関シ無試験檢定ヲ受ケル資格ヲ有スル者

三 普通教育ニ関スル試験ヲ受ケ中学校卒業以上ノ学力ヲ以テ入学者トスル専門学校ニ入学シタル者

四 中学校卒業以上ノ学力ヲ以テ入学者トスル官立学校ニ入学シタル者

第二 左ノ学校ハ高等試験令第八条ニ依リ高等学校大学予科ト同等以上ト認ムルコト

一 官立学校及公立、私立専門学校ノ予科ニシテ中学校卒業以上ノ学力ヲ以テ入学者トシ修業年限三年以上ノモノ

二 学習院高等学科

三 中学校卒業以上ノ学力ヲ以テ入学者トスル官立及公立ノ学校

但シ東京美術学校、東京音楽学校及修業年限三年ニ滿タサルモノヲ除ク

四 中学校卒業以上ノ学力ヲ以テ入学者トスル修業年限二年以上ノ予科ヲ有スル私立専門学校本科ニシテ文部大臣ノ認定ヲ受ケタルモノ

五 主トシテ普通教育ニ関スル学科目ヲ授ケル私立専門学校ニシテ特ニ文部大臣ノ指定シタルモノ

第三 高等試験令第七条ノ試験ト文部大臣ノ指定スル官立及公立ノ中学校ニ於テ毎年一回之ヲ行フコト

(注記1)

「文甲五」

(注記2)

〔下條〕

(注記3)

「済」

(注記4)

「十一」(簿冊内件名番号)

(注記5)

「法制局文第五号」  
[印]

(注記 6)

「法制局」

(注記 7)

「文甲五」

『公文類聚 第四十二編  
大正七年 卷十二 2A,  
II, ④ 1279』